

# 津島地区北キャンパス北側での喫煙について

1. 津島地区北キャンパスの北側ブロック塀より北側の学外区域を平成31年4月1日(月)より、**全面禁煙区域**とする。
2. タバコの吸い殻のポイ捨ては、絶対にやめること。

## <理由>

- ① 禁煙試行実施の効果が確認されたこと
  - ・ 苦情件数減、受動喫煙被害減など
- ② 禁煙の継続の要望があること
  - ・ アンケート調査結果
- ③ 健康増進法の一部改正(平成31年1月24日施行)により、受動喫煙配慮義務が全ての者に課せられたこと。
  - ・ 津島北キャンパス北側学外区域は、学童通学路であり、近隣住居、学内施設にも近接していることから、特に、受動喫煙への配慮を要する地域であること。

津島地区安全衛生委員会

津島キャンパス

●文学部 ●教育学部 ●法学部 ●経済学部 ●理学部  
●薬学部 ●工学部 ●環境工学部 ●農学部

